

求人者のみなさまへ

社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会
福祉人材無料職業紹介所

取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当事業所の取扱業務範囲は、次のとおりです。

- 1 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する事業所（ただし、事業実施者が社会福祉法人の場合は公益事業も含む）
- 2 介護保険法に規定する介護保険事業所
- 3 障害者総合支援法に規定する事業を行う事業所
- 4 地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業を行う事業所
- 5 社会福祉法に規定する福祉事務所、児童福祉法に規定する児童相談所、身体障害者福祉法に規定する更生相談所、知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所、精神保健福祉法に規定する精神保健福祉センター
- 6 社会福祉分野の国家資格を持つ専門職（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士等）の場合は、上記以外の社会福祉を目的とする事業を行う事業所

取扱地域は、宮崎県です。

ただし、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第11条により公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱いません。

手数料に関する事項

手数料等の徴収は一切ありません。

返戻金制度に関する事項

返戻金制度はありません。

求人者情報の取扱に関する事項

求人情報の取扱者は、職業紹介責任者の福祉人材センター長です。

求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限りします。

個人情報の取扱に関する事項

個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の福祉人材センター長です。

取扱者は、個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事項に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

苦情処理に関する事項

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の福祉人材センター長です。

苦情の申出があった場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。

※労働者の賃金については、労働基準法第24条により、労働者に直接お支払いください。

※その他、本所の業務についてご不審の点は、係員にお尋ねください。